

社会的企業と国際協同組合年

—イギリスにおける社会的排除と協同組合—

Social Enterprise & International Year of Co-operatives

- Social Exclusion and Co-operatives in the United Kingdom -

三輪 昭子 Shoko MIWA

概 要

社会的企業とは何か。先の研究ノート「社会的企業と国際協同組合年～ワーカーズコープの理念を追いかけて」に続く本稿は、前回の「ヨーロッパ」という地域で考察した社会的企業の概念規定を、イギリスを特定地域として深めたものである。

前稿では EU 諸国の共通課題が「社会的排除」であること、そして「社会的包摶」を目指していることが認識できた。そこで、本稿においては「社会的排除」「社会的包摶」という、それら用語の持つ意味・概念を考察しつつ、EU 諸国で特徴ある動きをしていると注目されてきたイギリスの動向を概観し、整理をする。

イギリスにおける社会的企業の源流は協同組合にあり、「社会的包摶」を可能にできるだろうと企図する活動形態として、コミュニティビジネス、協同組合、開発トラスト、ソーシャルファーム、地域金融、地域通貨が位置づけられることがわかった。そこでは「福祉から就労へ」という政策が功を奏していった。

それらは政府レベルで社会的排除ユニットや社会的企業ユニットを設置することで積極的に実施へと向けたものであるが、その実態やその取り組みを知ることで、現在、及び将来の日本にとって「社会的排除」が同様に共通課題であるという認識を深める一歩になると考える。さらに、国民一人ひとりの経済生活、引いては生きること、働くことを継続的に考える材料としたい。

キーワード

社会的企業	Social Enterprise
社会的排除	Social Exclusion
社会的包摶	Social Inclusion
協同組合	Co-operatives
シチズンシップ	Citizenship

目 次

- 1 はじめに～イギリスへの視線
- 2 社会的排除
- 3 社会的包摶
- 4 社会的企業の役割
- 5 社会的企業とシチズンシップ～終わりに代えて

1 はじめに～イギリスへの視線

2012 年にロンドンオリンピックが開催された関係で、社会的企業がイギリスでは独特の形で存在していることを知った¹。その紹介がなされた中では

社会的企業の可能性を語り、「19 世紀半ばのイギリスにおいて劣悪な環境の中で働く労働者に、安くて良質な食事を提供した協同組合が始まりとされる」という説明が加えられていた。

社会的企業は、その定義はさまざまだが、最大公約数的に「営利を目的とせずに社会的課題にビジネスの手法を用いて取り組む事業体」と整理されている。しかしながら、米国とEU諸国では独特の違いがあり、米国ではビジネスで解決を図る点が強調される関係で社会貢献活動や社会起業家に注目する傾向にあるのに対し、EU諸国では特に社会的排除に関心が向けられている。

「社会的排除」も聞きなれない用語ではあるが、労働市場において不利な立場におかれていること、あるいは労働市場における社会的弱者の状態とされているが、この用語は元々がフランス生まれで、戦後復興と福祉国家制度が達成されながらも、そこから排除されている人々の存在を射程にいれて「貧困」問題を訴える形で登場した。このフランス生まれの用語がEU諸国共通の課題となり、またイギリスにおいても労働党ブレア政権の中で強く意識されていた。

他方で、最近の教育の動きにも注目しなければならない。そこでは「社会的排除」という言葉が、若年者失業問題とともにクローズアップされているからだ。また、「社会的排除」はイギリスの高等教育における授業料の問題に関連付けられている。その契機は、1980年代サッチャー政権下で進められた産業構造の変化がもたらした現象にあった。製造業部門が縮小され、第2次産業から第3次産業への転換によって工場労働者が減少した。それに連動した形でこれまでの職業教育中心のポリテクニックを大学に昇格させ、大学の規模拡張をすることで教育機会を拡大させる政策が採られた。その結果が、大学生数の増加とともに進学率の増加であった。イギリスは階級社会であり、階級意識が教育への関心につながり、それによって学業成績でも差異が顕著に表れる傾向にあった。

1997年労働党政権は「若者の雇用能力の向上と教育機会の平等の両方をめざす」という第三の道を探り、旧来型の失業手当を中心とした政策に代わる平等政策、すなわち教育を通じた社会移動を社会にくまなく行き渡らせてことで、階級によらず高等教育を受ける機会をあまねく与えることが「フェア(fair),公正」な社会の実現と見なす考え方になった。

大学教育の費用はもともとが無料だったが、財政負担の増加、つまりは大学生の増加によって1998年より有償化が開始された。授業料値上げと、学生支援策の問題の議論の中でのキーワードは「フェア

ネス」と「社会移動」となった。大学への「アクセス」が、恵まれない環境から社会・経済的に上昇移動するための手段=機会と見なされるのである。大学に行くことが社会上昇の主たる手段だから、その機会を狭めてしまうのはフェアではない。政府は学生支援策の財源を確保しつつ、低所得層への財政支援策を通じて、授業料の値上げが社会移動の道を狭めないようにすることが求められるのである²。

このような言説を知ると、「社会的排除」の重みを感じざるを得ない。「社会的排除」とは何かを探究する必要がある。本稿は、愛知学泉大学が海外研修としての地をイギリスとし、「社会的企業」をメインテーマとした計画に端を発している。そこから知り得た二つの概念、すなわち「社会的企業」と「社会的排除」の考え方、現状を整理し、それらを「協同組合」との関係性や意義を考察するのを主目的とする。

2 社会的排除

「社会的排除」という用語はフランス生まれで、今やEU諸国では共通課題として「社会的排除」をなくす努力をしている。本稿では特にイギリスの動きを考察するのを主目的としている。イギリスではこの課題解決のためにと、1997年ブレア政権樹立の直後に「社会的排除ユニット(Social Exclusion Unit)」という特別機関が立ち上がり、次のような定義を社会的排除に与えた³。

「社会的排除は、たとえば失業、低いスキル、低所得、差別、みずぼらしい住宅、犯罪、不健康、そして家族崩壊などの複合的不利に苦しめられている人々や地域に生じている何かを、手っ取り早く表現した言葉である」。

「手っ取り早く表現した言葉」には失笑を隠せないが、そのユニットが目指しているのは、社会的包摂⁴を進めていくための政策の企画立案・実施を進めるために、全ての国民が良質な生活を送ることができるよう、全ての国民が社会参加できる持続可能なコミュニティ作りのための政策を推進することである⁵。

近年日本でも「社会的排除」と「社会的包摂」という用語が登場する場面が増えたが、その用語を説明したり、意味を紹介するものは少ない。特定のNPOやその課題に携わっている人々が発する、ごく限られた用語であることには変わりがない。そんな用語に筆者が取り組みかけた頃、「反貧困ネットワーク事務局長」の湯浅誠は以下のようない文章を記述

した。少し長くなるが、わかりやすさに努めて書かれており、この後の本稿の内容を理解する助けとなると思われる所以で、略すことなく記す⁶。

月並みな表現だが、人生は障害物レースのようなものだ。スタートダッシュでつまずくこともあれば、途中でつまずくこともある。つまずけば野次が飛ぶ。それでもゴールに至ればいいが、ゴールにたどり着く前にへたりこんでしまう人たちも出てくる。

どうすれば障害を乗り越え、つまずくことがあってもゴールに至れるのか。日々の鍛錬とあきらめない気持ちだ、と言われる。たしかに。では、日々の鍛錬とはどうすればできるのか。あきらめない気持ちはどうすれば育つのか。それが「社会的排除」の問題だ。

排除には、排除する側と排除される側がいる。多くの場合、排除する側に悪意はない。結果としてへたりこんでしまう人が出てくるだけだ。そのとき「社会が悪い」と言われても、多くの人にはピンと来ない。「他人のせいにしてもゴールまでたどり着くエネルギーは出てこないだろう」と思うからだ。だから問いかは、すべての結果を自分で引き受けられる強い個人を、社会はどうやったら育てることができるのか、と立てる必要がある。

そのとき、私たちの答えは逆説的な色彩を帯びる。「弱い個人を包み込めるような社会でこそ、実は強い個人が育つのだ」というものだからだ。この理念を「社会的包摶」と言う。弱さを弱さとして認めてしまったら、その弱さは弱いままに止まってしまうのではないか、と多くの人は心配する。しかし実は、弱さを弱さとして認めるとは、とても勇気のいることで、それは強くないとできない。認められないことを否認と言う。否認は人間の弱さに基づく心の働きである。

このとき、認める主体は「社会」である。そして社会は、私たち諸個人で構成されている。だから社会的排除は、私たち諸個人が自分たちの弱さを認められないという弱さの結果として生まれる。したがって社会的包摶の出発点は、社会的排除の問題を排除される側の問題としないところにある。

政府は、しばらくの間、何度もこの出発点に立とうとして、立ち切れないできた。本報告書も、これまで数々なされてきた出発点に立とうとする試みの一つだが、これをもって決着するとは、残

念ながら思えない。

しかし、それはあたりまえのことだ。弱さを弱さと認めるとは、とても勇気がいる、難しいことなのだから。簡単にできることならば、そもそも問題はここまで深刻化していない。現状とは巨大な過去の総和であり、未来とは巨大な過去の総和である現状にいま加えたものの総和である。

だから、打ち込み続けることに意味がある。変わらないように見えて、それだけが変化をもたらす。社会的包摶は、まず社会的排除を認められない社会の弱さを弱さとして受け止めるものでなければならない。

2.1 EUでの議論

社会的排除の根源は貧困にある、という。ここでの貧困とは、発展途上国におけるものではない。先進国の新しい概念のもとでの貧困である。資本主義社会が発展し変化するにつれ生ずる状況で、諸権利が剥奪され、自ら望むと望まざるに関わらず社会的に排除される⁷、というものだ。この説明にしたがえば、貧困は因果関係で社会的排除と結びついていると考えられる。

社会的排除という概念は、既述のようにフランス生まれとされる。それは、1980年代にECによって議論がなされたが、その議論の焦点は「貧困」に終始した⁸。その議論は、やがて社会権と関連付けられて、社会的排除の3つの論点が明らかにされた⁹。すなわち、第一に結果のみならずプロセスも視野に入れなければならないこと、第二に問題を所得に限定せずに社会の多次元的に言及すること、第三に権利やアクセスからの排除である。したがって、以上の論点から考えると、社会的排除の現象は、労働領域だけでなく、住宅や教育、医療、社会サービスといった領域にもその原因があるとされ、これに加えてシティズンシップが強調される¹⁰。

1993年11月欧州委員会の公表した「ヨーロッパ社会政策グリーンペーパー：EUの選択」では、新たなヨーロッパの社会モデルの模索の試みとして問題意識の提起という形で、大まかな方向づけを提示した。その中でも、以下のように社会的排除のことが記述されている¹¹。

「貧困は昔からある現象であるが、ここ十五年間、社会的排除という構造的問題が注目されている、問題は単に社会の上層と下層の不均等にあるのではなく、社会の中にいるべき場所のある者と社会

からのけ者にされてしまった者との間にあるのである。

社会的排除は単に所得が不十分だということではない。職業生活への参加ということだけでもない。それは住宅や教育、医療、サービスへのアクセスといった分野で顕著である。单なる不平等ではなく、分断された社会という危険を示唆しているのである。排除された者の怨恨は暴力や麻薬、ひいては人種差別主義や政治的過激派の温床となる。」

EUは、「社会的排除」を、貧困、生涯教育の機会や基本的能力の欠如、差別のためには社会参加ができず、社会の隅に追いやりられていく個人の過程で「社会や地域コミュニティの活動だけでなく、雇用、収入、教育機会が得られなくなっていくことを指す。社会的排除の状態では日常生活に影響を与える意思決定に関与する機会が少なく、無力感ゆえに参加できない状態」と定義している¹²。

2.2 イギリスにおける言説

前項で、EUの議論にまずあるのは、「社会的排除の根源は貧困にある」とことと示した。社会的排除は貧困を経済的資源の不足の問題であるととらえ、その排除の対象者を低所得者層が代表しているとする議論がある。しかしながら、特にイギリスでは、参加の問題を含んで議論されてきたところがある¹³。例えば、ピーター・タウンゼント(Peter Townsend)は、「社会的剥奪」という指標に基づいて、相対的貧困概念を開発してきた。その中で、タウンゼントは人々が社会で共有し参加することを当然とされる諸習慣や諸活動の体系を意味する生活様式に着目し、その生活様式から大幅に脱落した状況に陥る状況を相対的剥奪と呼んだ。そして貧困を、この当然とされる生活様式を保つために必要な生活資源を欠いている状態であると、規定したのであった。

さらに、社会的排除は、社会へ参加しているか、していないかの二分法で割り切る傾向にあるが、それでは単純すぎるのではないかという意見がある。それについては、主要な制度から排除されていても、友人やコミュニティの支えのある人が多いなどの理由が提示され、参加の度合いや参加する社会の在り方を考慮すると単純化できないことがわかる。

そのような中で、社会的排除はむしろ貧困の一部であって、それに代わるものではないという考え方、社会的排除は貧困とは異なるが、貧困と一部重なり

合っている見方も生まれてくる。社会的排除と貧困とが、どのような関係性にあるのか。イギリスの貧困研究者ルース・リスター(Ruth Lister)は、これまで出されてきた両者についての説明を整理した。それは、貧困を社会的排除の原因と結果という角度からとらえるもの、社会的排除の関連として貧困の深化形態が社会的排除であるとするもの、あるいは社会的排除の一部が貧困であるとするもの、である¹⁴。

以上のような議論、概念の整理をみると、社会的排除は、これまでの貧困という社会問題を別の用語で置き換えるものではないことがわかる¹⁵。貧困を、参加や関係性に視点をおき、資源の不足に結びつける傾向はあったとしても、広い視野で考えてみると、社会との関係で社会的排除を問うべきではないか。例えば、社会の中の個人を問うと同時に、その社会そのものを問う概念であるということなのではないか。前者の「社会の中の個人を問う」側面では、個人の社会への帰属と存在証明の問題が浮上する。福祉国家の中の所得保障やサービスへの権利は、それらを要求する拠り所の基礎となるのが帰属である。他方、「社会そのものを問う」側面では、前提として社会経済状況の変化とその状況下での社会分裂があり、その分裂社会自体を再構築しようとする狙いをもった政策の用語であって、例えば社会的包摶とセットとして存在する、というものだ。

ところで、イギリスにおいては「社会的排除」という用語は実際に興味深い使われ方を時間軸で見ることができるとされる¹⁶。それは、現代的な意味での「社会的排除」に関する議論が政治的言説の中で始まり、かかる後、学問的な社会科学の言説に入り込んだという流れである。

ここで、イギリス社会の在り方に変革を加えることになった労働党のことに触れることがある。そこでは、1980年代の終わりから、党内にモダナイザー(Modernizer、近代主義者)と呼ばれるグループが誕生した。そのグループは、労働党がこれまで労働組合の政党というイメージであったこと、そしてそれが選挙戦での連敗の原因と反省し、その体質を改め、中産階級への支持拡大を目指すグループへと変貌するに至り、国民党へと脱皮するに至った。その過程で派閥争いが起こり、それがトニー・ブレア(Tony Blair)らに党内での主導権を確立する1990年代中盤まで続いた。この抗争の結果、労働党は従来の労働者階級としての政党から大きく脱皮し、文字通り「ニューレイバー(New Labor; 新しい労働党)」へ

変貌した。1997 年の総選挙で、念願の政権交代を果たした。

このニューレイバーにおいて、公共サービスの民営化という政策が熱心に取り組まれた。そのニューレイバーによって用いられる語句や言い回しの実際を分析したフェアクロー(Norman Fairclough)は、社会生活における言語を研究する専門家として次のような結論を出した。

ニューレイバーの言語の中で社会的排除は、過程というよりも結果である。言い換えると、ニューレイバーの言う社会的排除とは、人々に対してなされる何かではなく、人々が置かれている状態のことである¹⁷。

他方、イギリスでは、他の EU 加盟国と比べ、社会的排除についての政策的な議論が遅れたが、1990 年代後半に入り社会政策研究領域から議論が活発になった。まず、社会的排除の定義について、オッペンハヘイム(Carey Oppenheim)は「社会を構成している組織やコミュニティから引き離され、経済的、社会的、政治的、文化的生活の中での参加ができず孤立し、かつメインストリーム社会の経済的、社会的、政治的、教育的権利を付与されず、個人やある集団が社会資本の生産と配分という大きなメカニズムから孤立していくプロセスである」としている¹⁹。さらに、パシー・スミス(Janie Percy-Smith)は、社会的排除の問題構造が非常に多義に渡り複合的であることを証明している。つまり、社会的排除の議論は、不利性の実態だけでなく、その定義や概念、含意を積極的に位置づけているところにその特質がある¹⁸。

もう少し、パシー・スミスの説明を加えることとする。彼女は、EU の文書の中に次の説明を紹介している。すなわち、「社会的排除は、現代社会で普通に行われている交換や実践、諸権利から排除される人々を生み出すような複合的で変動する諸要素に用いられている。貧困は最も明白な要素の一つであるが、社会的排除はまた、住宅、教育、健康そしてサービスへのアクセスの権利の不適切性をも意味する。それは個人や集団、とくに都市や地方で、場合によっては差別され、隔離されやすい人々へ不利な影響を及ぼす。そしてそれは社会基盤（インフラ）の脆弱さと、二重構造社会をはじめから定着させてしまうようなリスクと強く関わっている。」²⁰

つまり社会的排除という言葉は、それがされて普通、当たり前と思われるような社会活動への参加の

欠如を意味するものであると言える。ここで、社会的排除は貧困とどう違うのかについて触れておきたい。貧困が生活に必要なモノやサービスなどの「資源」の不足をそのキー概念として把握するのに対して、社会的排除は「関係」の不足に着目して把握したものである、とされるのである。

では、具体的にどのような事態が社会的排除と結びつく複合的不利として挙げられているのだろうか。パシー・スミスによると、排除の指標は次の 7 つの侧面に区分できる。すなわち、①経済的側面（長期失業、就業の不安定など）、②社会的側面（伝統的家族の解体、ホームレスなど）、③政治的側面（政治の権利の欠如、選挙人登録率の低さ、投票率の低さなど）、④近隣（低質な住宅ストック、地域サービスの撤退など）、⑤個人的側面（心身の疾病、低教育など）、⑥空間的側面（弱者の集中や周縁化）、⑦集団的側面（高齢者や障害者などの特定集団に上記の特徴が集中していること）である。このように、社会的不利の要因は人々の社会活動のあらゆる側面を視野に入れていることが分かる²¹。

2.3 イギリスの実態に迫る

社会的排除ユニットは社会の主流的位置から隔離された若者への取り組みを開始するため、全国調査を実施し、その結果を 1999 年に「格差の克服(Bridging the Gap)」と題するレポートにまとめた。報告によれば、毎年 16~18 歳の若者の約 9%が学校にも雇用にも訓練にも就いていない NEET(Young people Not in Education, Employment or Training ; 以下、ニート) の状態にある。

報告書の 9% という数字が問題の深刻さを示す数値であるかどうかわからないが、ニートの状態をどの程度続けているかが重要であるとされる。6 カ月以上が 6%、12 カ月以上が 3% であった。特定の地域、学校、エスニックグループ、特定の状況にあるグループで、平均値を大幅に上回っているのは、社会的不平等の存在とその固定化を示すものであったという²²。

この報告書では、次の 5 点のことが特筆されることとして指摘されている。

① 学校で何が起きているのか

柔軟性のない、魅力のないカリキュラム。義務教育とその後の教育のギャップ。教育・訓練に対する経済的サポートの不備。

② 不十分なキャリア教育

キャリア教育・情報・ガイダンスが遅すぎること。教師・アドバイザーの認識の狭さ。

③ 中卒以後の教育訓練制度の体系性がないこと

どの制度・組織からも落ちこぼれるニートの若者の放置。職業紹介センターは手立てをとっていないこと。

④ 15歳以後の教育・職業訓練参加のために財政的援助が必要

⑤ 社会的排除の状態に陥りやすいグループ

失業中の家庭、貧困家庭、エスニックマイノリティ、家族を介護している者、若すぎる親、施設出身者、学習障害者、心身の障害をもつ若者、精神疾患、ドラッグ・アルコール常用、犯罪歴のある者、失業地域

3 社会的包摶

社会的排除は、社会的包摶とセットになって使われてきた。前章で検討した「社会的排除」との関係で位置づけや概念を考えれば、「包摶された社会」とは「社会的排除」のない社会を想起するが、それは具体的にどのようなものか。

EUにおいては「社会的包摶」は、貧困や社会的排除の状態にある人々が、経済、社会及び文化的な生活に参加し、当該地域社会において一般的だと考えられる標準的な生活水準及び福祉を享受するために必要な機会や資源を得ること、及び生活に影響を与える意思決定に参加を進め、基本的人権が保証される状況と定義している。

社会的排除を解決し社会的包摶を進めていくため、2000年のリスボンにおけるEU理事会において、加盟国が、2010年までに貧困撲滅のために決定的な影響を与える政策を講じること、社会的排除のためのよりも野心的で効率的な政策を推進するため、共通の目的、国家計画、共通の指標を組み合わせて、貧困及び社会的排除を解決するための政策を調整していくことが同意された。また、貧困及び社会的排除を解決するための以下の4つの共通目的が設定されている。すなわち、① 雇用の確保、資源、権利、モノ及びサービスへのアクセスの推進、② 排除のリスクの削減、③ 最も脆弱な者への支援、④ 全ての関係主体の動員、である。これらの目的を達成するための政策を展開するための最も重要な取組みとして、EU加盟国は、社会的包摶のための国家行動計画の策定が求められ、この計画に基づき総合的

な政策が展開されている²³。

イギリスの社会的排除への取り組みは、「第三の道」という社会学者ギデンズが提案し、ブレアが支持する新しい動きとして、市場資本主義のシステムを維持しながら、その一方で、市場資本主義がもたらす不平等の力を抑え込もうとして、多くの人々の政治的意欲を搔き立て、何らかの打開策を目指した、かつての取り組みとはまったく異なるものと位置付けられている。さらに、ニューレイバーや第三の道の活動戦略の中心と言うべき、統治の在り方に関する独自の革新性が見られる²⁴。

ブレアが伝統的な省庁の枠組みとは別に社会的排除ユニットを設置し、政策を展開させ、新たな形態を採ったところは評価の高いところである。そのユニットの職員は、さまざまな省庁の官僚や、地方政府、ボランティア部門、実業界からの出向者であることに注目すると、「連携して考えること」が強調されていること、社会的排除がプロセス及び状態として複雑な性格をもつことが認識されていることが推察できる。省庁を横断して、しかも中央政府以外から集められた職員によって18の政策実行チームが組織され、そこで特定の諸問題が扱われ、行動に向けて提案が練り上げられて行くのである。中心的テーマは「ニューディール（New Deal）」と呼ばれるもので、1930年代アメリカが大恐慌を乗り越えるためになされたルーズベルト政権の政策に従っている。イギリスでは、失業者、シングルペアレント、障がい者、コミュニティのための「ニューディール」であった。

パシー・スミスは、政策実行チームの仕事は5つの主題を軸に構成されていると考えていたという。それらの主題は、①人々の就労を支援すること、②地域を活性化させること、③若者の将来を保全すること、④サービス利用を促進すること、⑤政府をより効率的に機能させること、である。これらの取り組みは全体のひとつの側面として、特有の小さな地区が強調され、社会的剥奪のレベルによって区別され、地理的な仕分けによって、教育アクションゾーン、健康アクションゾーン、シアスタート²⁵地区、コミュニティのためのニューディールが設定されたのである。地理的な仕分けは、それぞれが独自に排除されているという考え方に基づいたものである。

社会的排除ユニットが中心となって、社会的包摶を進めるため、例えば、以下のような各種の総括的・横断的な対策が講じられてきた。それらは主として

5分野にまたがり、①経済的向上を狙って、障害者の雇用促進のための専門家雇用プログラム、雇用のための教育プログラム、国家最低賃金の設定などを実施するといったもの、②子どもの貧困解決を狙い、子どもの有する失業家庭に対し財政的支援や税制優遇、雇用の促進を実施するといったもの、さらに③衰退地域への支援は、特に社会的排除が深刻な地区である「衰退地域」に対し、コミュニティ・ニューディールや近隣地区再生のための全国戦略に基づくプロジェクト実施を企図して考案されたもの、などである²⁶。

これらの政策の中でも、これこそがニューレイバーの「ニューディール」と示される成功部分は、一連の「福祉から就労へ (Welfare to Work)」というものだ。これは、働くことが可能な就労年齢にある人々には、働くための援助を行うことにより、働くことを奨励した政策である。1998年4月から、ニューディールと呼ばれる職業訓練及び就職促進を目的とする一連の雇用対策が行われていた。ニューディールは、若年失業者や長期失業者への対策を中心として開始され、その後対象を障がい者、シングルペアレント、高齢者及び失業者の無収入の配偶者へと順次拡大して実施、200万人以上が同プログラムを通じて就職するなどの成果をあげてきた。その後、将来の経済状況に十分に対応できる制度とするため、2009年10月よりこれまでのニューディールを代替した「フレキシブル・ニューディール」プログラムが開始された。このプログラムは後に若年失業者、長期失業者といった対象ごとのプログラムではなく、12カ月以上求職者給付を受給している全ての人を対象とした強制プログラムへと移行し、それは「ワークプログラム」に吸収されていった。そして、その「ワークプログラム」は、受給している給付制度の内容にかかわらず、全ての求職者を対象として実施される1つに統合された総合的な支援であり、対象者には各人の属性等に合わせた支援が提供される²⁷。この動きは新政権になってからのものであるが、前労働党の施策を生かしたものとされる。

ここで、パシー・スマスの整理した「ニューディール」の主題に戻ることにする。その中に「若者の将来を保全すること」があったが、これに当たるのがシャースタート (Sure Start) 制度というものである。これに重点的に取り組むことで、リスクを抱えた子どもたちに総合的な支援の手を差し伸べ、その他の手段によって教育との関連で子どもや若者に

動機付けを行うものである。このプログラムは、戦略においては中央政府の段階で考えられ、運用の戦術については地域で考えるという、連携方式を採った典型的事例であるとされる²⁸。

また、先に示したニートの現実について思い起せば、社会的排除ユニットが「ドロップアウトを救え」として学校から排除されている人々について注目していることが、その問題点を認識していると言える。その問題の認識は以下のように記述されている。

「なぜそれが問題であるのかーそれは子どもたち自身とその他の人々全てに悪影響を及ぼす。子どもたちは学習をやめてしまうことで、彼ら自身が損害を被る。このことは不登校者にとっては自明のことであるが、排除された生徒たちにとっても問題である。・・・このような失われた時間は重要な意味をもつ。不登校と排除は、その後の人生の中で未成年の親になったり、失業したり、ホームレスになったり、あるいはついに刑務所に収監されたりといった結末ときわめて高い確率で結びついてくる。広範なコミュニティも、不登校や排除された児童たちが高い確率で犯罪に引き込まれることで、被害を受ける。教育の時間を失えば、それが『犯罪の温床』になる・・・警察と市民は多額の付けを支払われているのである。」²⁹

さらなる調査では、16歳から18歳までの若者の約16万人が教育・訓練・雇用のいずれの制度にも参加していないことに注目が向けられた。その結果、「コネクションズ (Connections)」サービスが創設された。これは、13歳から19歳までの全ての若者が大人の生活に移行できるよう、若者向けサービスや職業サービスが連携して、サービスを提供しようとしたもので、地域の協力関係によって運営がなされている。参加しているのは、若者サービスや職業サービスや試験雇用サービスの諸機関、ボランティア部門、企業、警察、学校技能訓練協会、保健所、地方の少年犯罪対策チーム、そして成人教育の諸機関である。コネクションでは、少年非行対策チームの特別な権限の下に、反抗的な若者たちが引き起こす犯罪や秩序破壊を減らすために、最も問題のある若者たちを対象にした青年スポーツ事業などに関与し、若い不満分子を早期に救済することが活動の中心目的としている³⁰。

最後に、コミュニティのためのニューディールは、「人々に参加を促すことで、働く場所を確保する」地

域にするため、劣悪な住宅環境が抱える、犯罪、ドラッグ、失業、コミュニティの崩壊という諸問題に対して、どのようにして総合的で持続的な取り組みを展開したらいいのかを検討した結果のものである。これは、地域のパートナーシップの取り組みを基礎とした対応である。ニューディールの取り組みの少なくとも一部を、これまで都市再生戦略に関わってこなかったグループに運営させてみることで「人々を呼び戻す」ことができるのではないかという期待がこめられたものである。このパートナーシップを核とした戦略は、全国各地の地方レベルで実施されている地域戦略パートナーシップとともに、統治を地域に任せようとしたのである。

4 社会的企業の役割

20世紀の市場経済システムは経済のグローバル化をもたらし、そのグローバル化は地域の資源を用いて地域の中で小規模に活動を行う商業活動を飲み込んでしまった。その結果、地域の自立した経済活動の衰退、及び環境の悪化をもたらすこととなった。このような市場経済システムが社会的排除をもたらした大きな要因であり、民間企業や行政では十分に対応のできない課題を解決するために、地域社会の福祉の実現を目指して経済活動を行う主体、すなわち社会的経済が登場し、活動を拡大・発展させていく。

4.1 イギリスにおける社会的経済

イギリスにおいて最も社会的経済の活動がさかんなスコットランドの社会的経済ネットワークは社会的経済を以下の要素を有する経済主体であると定義している³¹。

- ① 社会的目的：雇用創出、訓練等の社会的目的、地域の能力開発や持続可能な開発への貢献といった倫理的価値を有するもの。
- ② 企業性：「モノ」の生産やサービスの提供を通じて地域の市場形成に関与。
- ③ 地域の所有：会員や地域社会において民主的な形で所有された経営体、利益は地域に還元される。

ここでの社会的経済の定義は社会的目的を持った自立組織であり、連帶と一人一票制を基礎とするメンバー参加を基本的な原則としており、一般的にこれらの組織は協同組合、共済組合あるいはアソシエーション（非営利団体）という法的形態をとるもの

とされている。イギリスにおける現在での社会的経済の捉え方を、80年代になされたEUの定義と比較すると、よりコミュニティ、地域性が重んじられていること、すなわち「連帶経済」と呼ばれる分野にまたがっていること、第2次世界大戦後に経済的、社会的な地域を築き上げてきた伝統的な協同組合、共済組合だけにかぎらず、コミュニティビジネス等幅広い事業形態を想定していること、そして、雇用の創出等により社会的包摂の実現のひとつの手段として明確に位置づけられている。

イギリスでは、社会的経済は、地域の福祉、安全、環境、教育環境等、地域住民が地域で心身とも豊かな生活を送るために必要なモノ・サービスの提供を通じて、地域社会全体の利益に貢献することを目指す主体とも捉えられている。社会的経済は、地域住民自身によって経営されるものであり、同時に地域住民を雇用し、社会参加を促すものである。多くの場合、障がい者、高齢者等社会から排除されがちな人々を積極的に雇用、参加させ、住民同士の交流を推進し、信頼関係の構築を図ることなどにより地域を活性化するものである。

また、社会的経済は、寄付、行政からの補助、ボランティアからの支援だけでなく、自らビジネス活動を行い一定の経済活動を行うという点で、経済的に自立、持続可能な組織である。このような社会的経済は、活動に対する投資は地域の中にとどめ、活動で生じた利益も地域の中で循環させ、地域の持続的な経済循環を作り上げることを通じて、衰退地域の悪循環を立ちきるために有効な経済主体でもある。その活動形態は、コミュニティビジネス、協同組合、開発トラスト³²、ソーシャルファーム、地域金融、地域通貨が位置づけられる³³。

コミュニティビジネスは、最も代表的な社会的経済の形態である。これは一定の地縁コミュニティにおいて活動を展開するビジネスで、地域に必要なモノ、サービスの提供を行う。ビジネスに出資する地域住民が所有し、地域に利益が還元される。イギリスの多くのコミュニティビジネスにおいて、一人一票の権利を有する会員によって所有され、会員はビジネスを運営する運営委員会の委員長を選定する。地域の住民はだれでも安価な費用でコミュニティビジネスの会員になることができる。運営委員会では通常、議長、事務、財務担当が選定され、会合は定期的に開催されてビジネスの運営や組織のルールを定める。コミュニティビジネスは会員に対する利益

の分配を行わないのが特徴で、利益を地域全体の福祉のために用いる。また、地域の会員にビジネスの状況について知らせるためのニュースレターの配布や新聞への投稿、地域住民対象の会合の開催、地域の学校での活動紹介などが行われる。

協同組合は会員によって所有されるビジネスであり、会員がビジネスの利益を集合的に保有する。イギリスでは協同組合に固有の法人格は存在しないが、民主的な経営、会員の経営参加が確保されているビジネスのことをいう。多くの協同組合は、社会的責任、他人への配慮、公正といった倫理的価値に裏付けられた自己責任、民主性、平等性、団結性の確保を活動の基礎に据えている。ワーカーズの協同組合は労働者が所有し経営に参加するもので、コミュニティ協同組合は地域住民が所有し、経営に参加するビジネスである。その他、会員が良質な食品を適正価格で共同購入する食品の協同組合（生活協同組合）、会員により住宅を建設し、住民によって運営される住宅の協同組合などの活動もある。

開発トラストは、地域再生を担う主体として建物を所有し、その建物の賃貸・活用などにより一定の収入を得て、地域のための非営利活動を展開するものである。コミュニティビジネスのインキュベーション活動を行うものや、コミュニティビジネスに場所を提供するものが多い。経営は住民、自治体、地元企業のパートナーシップ組織で行われるものでイギリスに特徴的な活動である。

ソーシャルファームは、障がい者の雇用を作り出すことを目的として立ち上げられるビジネス形態である。ソーシャルファームは、そこで働く障がい者に、支援、機会及びやりがいのある仕事を提供する場で、障がい者の社会参加を実現する場である。

地域金融は社会的経済の活動等を支援するための地域の融資機関である。クレジットユニオンは地域住民が会員・出資者となり、会員にのみ融資を行うもので、イギリスの各都市・各地域 650ヶ所程度に設置されており、衰退地域の住民の生活を支えている。これは個人に対する融資を行うもので、ビジネス活動には融資されない。またコミュニティビジネスや協同組合等に低利融資を行う地域金融機関も増大している。

地域通貨は当該地域にしか用いることのできない通貨を導入し、地域住民が相互にモノやサービスを交換するもので、地域住民の交流の推進、地域社会の活性化に貢献している。

4.2 社会的企業ユニット

イギリスでは、社会的経済の企業的側面に着目して、社会的企業（Social Enterprise）を支援する政策が展開された。2001年8月に貿易産業省内に社会的企業を推進する部署として「社会的企業ユニット（Social Enterprise Unit）」が設置³⁴され、そのとともに社会的企業に関わる関係者の参加による社会的企業推進のための政策を検討する8つのワーキンググループが設定され、社会的企業の推進方策を盛り込んだ「社会的企業 成功のための戦略」が 2002年7月に策定された。

この戦略では、社会的企業を社会的目的の実現を第一とする企業体で、利益は企業の株主等のニーズを最大限にすることではなく、企業体の目的又は地域コミュニティに再投資するものと定義した。社会的企業の果たすべき役割の一つが、社会的包摂の実現と位置付けているのである。つまり、社会的企業は、雇用、支援、訓練を提供することにより、社会的に排除された人々が社会参加をする貴重な機会を提供するものなのである。また、社会的企業は地域の雇用を作るだけでなく、消費者でもあり、地域再生に必要な施設や設備を提供するなど地域再生の中心的役割を果たしうるものもある。その社会性ゆえに、よりよい公共サービスを提供する担い手にもなるのである。

社会的企業は失業者や障がい者等の人々の社会参加を促し、地域住民が地域づくりに参加する環境づくりに大きな役割を果たすこと、さらにビジネスとしても競争性、成長性の高いものであるという認識が示されている。このことは、つまり組織形態の多様性を認めており、地域のコミュニティビジネス、ソーシャルファーム、協同組合など様々な組織を含み、さらに単一の法人格だけでなく、有限責任保証会社や株式会社などの法人や、小さなチャリティ団体のような法人格の無いものも含まれている³⁵。

4.3 コミュニティ利益会社

社会的企業ユニットが掲げた「社会的企業・成功のための戦略」に基づく取組みの一つとして、「コミュニティ利益会社（Community Interest Company）」という社会的企業のための新しい法人格が導入された。これは、2003年3月の貿易産業省による提案を踏まえ、2004年10月に会社法の一部改正により、新しい法人格が法的に位置づけられた

ものである。

イギリスでは、これまで多くの社会的企業は非営利の慈善団体である「チャリティ」として活動を行ってきたが、チャリティは当該団体の目的に直結する事業以外の営利活動を行うことは許されない。また「チャリティ」は「地位」であって法人格ではなく、資金の調達や投資活動に対する制限がある。したがって、チャリティ団体が、活動を継続・展開するために有限責任会社又は労働者による協同組合である別組織を設置して営利活動を展開することが多かった。

イギリスの法人格取得のシステムは、以下の観点から社会的企業にとって障害の多いものになっていた。非営利の会社を設置する法的プロセスは、長期間を要しコストの高いものとなっていること。さらに社会的、慈悲的投資家は、利益や資産の歯止めのルールが欠如しているため投資を控え、チャリティ団体に寄付を行うのに対し、商業的投資家は、非営利の構造の複雑さや多様性のために投資を控える傾向があること。イギリスでは、チャリティ活動の目的に直結した事業活動からの利益に対する税控除の措置が取られているが、このような別組織で得た利益を当該チャリティに還元する場合も非課税扱いとなり、チャリティ活動に必要な資金を非課税で獲得できる有効な手法であったが、一つの活動に二つの組織を有するということは、事務的にも複雑でコストもかかること、等である。

コミュニティ利益会社は、このような課題を克服し、地域に根ざしたビジネス活動を行い、安定性をもつ事業体のための法人格なのである。コミュニティ利益会社は、会社としての適切な組織構造を持ち、特定の団体ではなく地域コミュニティ全体の利益を満足させうる活動であれば、容易に登録できる。また、毎年コミュニティの利益にどのように貢献したかに係る報告書を作成することが求められる。この報告書は公表され、地域住民はだれでも読むことができる。コミュニティに対する福祉を担保するため、会社の利益や資産をメンバーに分配することは許されない。しかし、コミュニティ利益会社は、円滑な資金調達のために株式を発行することが認められている。ただしコミュニティの利益確保の観点から株式に対する配当額には上限が設けられた。一方、チャリティが享受していたような税制上の優遇措置は適用されない。

ここで、コミュニティ利益会社の要件を整理し、

社会的企業がどのように法律化されているか、確認することにする³⁶。

(1) コミュニティ利益会社は、公共及びコミュニティへの利益が企業体としての核心であることから、登録にあたってコミュニティへの利益度テスト (The Community Interest Test) を受けることが必要。

- Reasonable person test 合理的判断のできる一般人によってコミュニティまたはより広い公的 利益にとって有益であると判断されることが必 要
- 政治団体及び政治団体を支援する団体は対象と ならない。
- 政府は、この判断のためのガイダンスの策定を 行う。
- 活動の柔軟性を確保するため、活動の種類をリス トアップしない

(2) 財政：資産の制限

- 利益をコミュニティまたは公共のために再投資 することが必要で、獲得する利益や所有する資 産に一定の限度を設ける。これは慈悲的投資家 からの投資を惹きつけるために重要。

(3) 財政：融資

- 金融機関からの融資をうける、または債券を発 行することができる。
- コミュニティ利益会社の透明性によって融資者 はリスクと結果を判断することができる。

(4) 財政：株

- 資金を自由に獲得する手段として、しかし、通 常の営利企業並の経営になることを避けるため、 発行量の上限が設けられた株を発行するこ とができる。配当も一定割合の限度を設ける。

(5) 運営の透明性

- 活動内容についてそのまままとめた簡略な年次 報告の提出の義務付け

(6) ガバナンス：関係者の参加

- 関係者の参加による理事会の開催など、関係者 が運営に参加できるシステムの確保。

(7) ガバナンス：投資家の権利

- コミュニティや公共への利益と商業的投資家と の利益は相反する可能性があるため、活動をコ ントロールする投資家の権利に制限を与える。

(8) ガバナンス：コミュニティ利益会社の附属的機 関

- コミュニティ利益会社は、制限のない株を発行

する非コミュニティ利益会社を別途作ることができる。

(9) 政府の監視

- ・コミュニティ利益のために活動しているかチェック、コミュニティ利益報告書のレビュー
- ・関係者に対しコミュニティ利益報告書の開示
- ・保有資産がコミュニティ及び公共の利益に使われていることの確認

社会的企業は、2005年からコミュニティ利益会社として登録を行うことができるようになった。今後は、社会的経済に関する活動団体は事業内容に応じた適切な法人格を選択し、活動を発展させていくことが期待される。

5 社会的企業とシチズンシップ～おわりに代えて

「社会的企業は、地方のコミュニティのニーズおよび他の特別なニーズに根ざした社会的目的を、シチズンシップを基礎にして達成するために、財およびサービスの生産と供給を継続的に遂行する市民事業体である。社会的企業の事業活動と経営はそれに自発的に参加する人たちの意思決定によるステークホルダー型の民主的管理に基づいて実践され、またその事業活動と経営によって生じる利益（剩余）は、主に事業とコミュニティに再投資されることから、個人の間に分配されないかあるいは分配を制限されるかいずれかである。このことは、社会的企業の事業と経営が利潤最大化の動機によってではなく、『人びとの労働と生活の質』と『コミュニティの質』の双方を向上させるという社会的目的を達成する非営利の動機によって遂行されることを意味する。」³⁷

シチズンシップとは、①市民の自治、市民の自治能力を根底に置く、②平等な個人による自治を目指す、③自発的責任観を醸成する、④市民による参加を重視する、という四つの価値を形成することである。このシチズンシップの意識こそ、実は社会的企業の活動を支える原理になると、上記の定義づけを補完する形で、正岡は言う。さらに、それは、イギリスでのフィールドワークを重ねた中川が、一人一票の民主主義の本質を問いただす理論につながるとする³⁸。

以上の流れを見ると、イギリスの社会的企業のひとつ、サンダーランドのディレクター、マーク・サディントン（Mark Sadington）氏のコメントに「あ

る流れ」を見出す。それは、冒頭に記したNHKで紹介された社会的企業の起源についてである。サディントン氏の言葉を以下に引用する³⁹。

「私たちの前身は協同組合です。かつてブレア元首相は、社会的企業は個人を重視し、協同組合は集団を重視すると言ったことがあります。大変面白い見方だと思いました。確かに協同組合には、いかにして協同し合い、製品やサービスの技量を提供するか、という考えがあります。一方の社会的企業は、団体力よりも個人の努力を重視する傾向があります。イギリスの場合、協同組合の流れが最初にあるので、古い歴史の協同組合の上に企業的精神が注入された形で、社会的企業が存在すると考えられます。」

この引用した言葉について、筆者が修士論文で「民主主義理論」について考察をした過程で、イギリスの議会制民主主義のことを確認した際、議論を重ねる大切さ、議論を確認する必要性について学んだ。このことが、サディントン氏の指摘した協同組合の「いかにして協同し合い、製品やサービスの技量を提供するか」について組合員が話し合い、議論を尽くして決定していくところに民主主義の基本理念が存在していると考える。

また、イギリスには近代の協同組合の歴史の中で、ロバート・オウエンやサン・シモンの協同思想の流れを汲んでいること、イギリスの近代協同組合の創始とされる「ロッチデール公正先駆者組合」が1844年、労働者による消費者労働組合が結成された時代において労働条件が過酷であった自由放任主義の政策下にあった国家は社会的弱者に救済を施さなかつたことを考え合わせると、市民や労働者が協同しながら経済生活を向上させようと協同組合運動が始まったという歴史に着目できる。これには、1995年に100周年を迎えた国際協同組合連盟が、100周年の会合で採択した協同組合の定義を示して、シチズンシップ理念の存在を考え、深めたい。

協同組合は協同で所有され、民主主義的に運営される企業体を通じて、共通の経済的・社会的並びに文化的な必要と要望に応じるために自発的に結びついた人々の自治的な結合体である。

イギリスにおける社会的企業の特徴とされ、広く普及している形態が開発トラスト、いわゆる「まちづくり事業体」で、今回の拙稿を作成する動機付けになったイギリスへの海外研修の訪問地に計画された。これらの事業体は経済、環境、文化、社会的活動を通して持続可能な地域再生を行い、地域レベル

の社会的包摶に貢献する組織で、地域再生の過程に地域住民を巻き込んでいくことを行う独立した非営利の団体である。加えて、共通の哲学や目的を有しているものの、それぞれの活動は実に多様であるが、都市、住宅地域の周辺、市場、沿岸地域、炭鉱地域、田園地域等様々な地域で活動が展開されている。そして、その活動はスポーツ及びリクリエーション施設、子どもケアセンター等を備えた建物及びワークスペースの管理、コミュニティ開発、環境の改善、地域の建物の保全、改造、トレーニング活動、小企業の支援、コミュニティビジネスの支援等地域の再生に貢献するあらゆる活動に広がっている。

開発トラストが行う地域再生は、経済活動だけではなく、地域における環境、社会、文化にかかわる活動等を包括的、統合的な形で行うことが成功のために必要であるという。開発トラストを貫く哲学は、相互扶助、地域住民関与、地域住民による責任、共通の富の創造、独立、自立、持続可能性などで、これらの哲学を実践に移すべく、地域の住民の能力開発を行い、地域の住民が積極的、中心的に関わることのできる活動を展開しているのである。その活動には、協同組合からの源流に沿う精神、民主主義とシチズンシップの精神を含み、イギリスにおける社会的企業の特徴を形づくっている。これらをフィールドワークによって、さらなる考察の深化に努めたい。それを次の課題として本稿を閉じたいと思う。

注

- (1) 『News Watch 9(ニュース・ウォッチ・ナイン)』2012年6月5日放送分の中で、社会的企業の紹介を行っている。
- (2) 荻谷剛彦『イギリスの大学・日本の大学—カレッジ・チャータリアル・エリート教育』中公新書ラクレ、2012年。
- (3) 岩田正美『社会的排除 参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣、2008年、p21参照。Social Exclusion Unit の訳語について、この文献では片仮名表記で「ソーシャル・エクスクルージョン・ユニット」としているが、別の文献では、本稿で採用した「社会的排除ユニット」があるが、他の文献では「社会的排除防止局」であるとか、「社会的排除問題対策本部」とか、「社会的排除対策室」、さらに単純にその頭文字をとった略語、SEU としているものがある。
- (4) 「社会的包摶」は最近よく耳にするようになった言葉であるが、意味が不明確である。ここでは、EU での定義を紹介した、中島恵理「EU・英国における社会的包摶とソーシャルエコノミー」『大原社会問題研究所雑誌 No. 561』法政大学大原社会問題研究所、2005 年を参考にする。す

なわち、「貧困や社会的排除の状態にある人々が、経済、社会及び文化的な生活に参加し、当該地域社会において一般的だと考えられる標準的な生活水準及び福祉を享受するためには必要な機会や資源を得ること、及び生活に影響を与える意思決定に参加を進め、基本的人権が保証される状況」と定義している。

- (5) 中島恵理、前掲書、p12。
- (6) 湯浅誠「公表によせて」『社会的排除にいたるプロセス~若年ケース・スタディから見る排除の過程~』社会的排除リスク調査チーム、2012 年
- (7) 吉原美那子「イギリスにおける包摶的教育の政策とその特質—社会的排除と社会的包摶の概念に着目してー」『東北大大学院教育学研究科研究年報 第 53 集・第 2 号』2005 年、東北大大学、p76 参照。
- (8) 「EU の雇用・社会保障政策と日本へのインプリケーション—EU は今何を目指そうとしているのかー」『総合社会保障』6 月号掲載に掲載された、新潟清陵大学教授・大正大学名誉教授 佐藤進氏と衆議院調査局厚生労働調査室次席調査員 濱口桂一郎氏の対談において、濱口氏は、「最近 EU 諸国すべてで社会的排除という言葉が流行語になっているのですが、ここでの問題意識は、今までのように貧困が問題なのではない。むしろ貧しさよりも、社会からの方にされていることが問題なのだという見方です。」と述べている。加えて、EU の社会政策のグリーンペーパーを取り上げ、その中には「問題は、単に社会の上層と下層の不均等にあるのではなく、社会の中にいるべき場所がある者と社会からの方にされてしまったものとの間にあるのだ。」という内容があり、それを EU の社会政策の基本的理念だと紹介している。また、同誌で、2000 年に出されたという「社会政策アジェンダ」には、社会的包摶という方向性に、市民社会を政策決定プロセスに巻き込んでいくという方向に重きが置かれていること、さらに雇用対策にかかる記述が見られ、そこには就業能力、起業家精神、適応能力、機会均等という四つの柱を雇用戦略として掲げられていることをも、紹介している。
- (9) 吉原美那子、前掲書、p77 参照。
- (10) 中島恵理「EU・英国における社会的包摶とソーシャルエコノミー」『大原社会問題研究所雑誌 No.561』法政大学大原社会問題研究所、2005 年、p13-14 参照。ここでは、社会的排除ユニットが中心となって立案された政策が、議論に出てきた 3 論点により明確にされている。
- (11) 濱口桂一郎「ニュー・ヨーロッパへの新展開—変貌するヨーロッパの雇用・社会政策 第 1 回 社会的排除との戦い—EU レベルの政策展開」『総合社会保障 8 号』社会保険新報社、2001 年
- (12) 中島恵理、前掲書、p12 参照。
- (13) 岩田正美、前掲書、p44-45.
- (14) 岩田正美、前掲書、p45-47. 特に p46 には、リスターの整理を図式化したものが掲載されている。
- (15) 岩田正美、前掲書、p47-52.
- (16) ディヴィッド・バーン著、深井英喜・梶村泰久訳『社会的排除とは何か』こぶし書房、2010 年、p105
- (17) ディヴィッド・バーン、前掲書
- (18) 小笠原浩一「イギリス『社会的排除』対策と社会政策 <市民主義化> の現地点」『海外社会保障研究

Winter2002 No.141』法政大学、2002年によれば、「社会的排除」概念をめぐって学会での多くの議論の中で、パシー・スミス Percy Smith (2002) の序章がうまくまとまつており、その中で、パシー・スミスはR・レヴィタス Levitas (1996年) の「社会的排除」問題へのアプローチの類型整理やR・プットナム Putnam (1995) の「社会資本」概念などを参照基準として用いながら、イギリスの「社会的排除」概念には、市民的権利という視点が希薄で、問題を発生させるグローバルな要因やプロセスよりも結果として現象面が政策対象とされているなどの特徴があり、実質的には、「欠乏または社会的不利とほぼ同義」のものと見なしてよいのではないか、という評価を下している。

- (19) 吉原美那子、前掲書、p77 参照。
- (20) 岩田正美、前掲書、p20-21 参照。
- (21) 岩田正美、前掲書、p25 参照。
- (22) 宮本みち子「社会的排除と若年無業—イギリス・スウェーデンの対応」『日本労働研究雑誌 No.533』、独立行政法人労働政策研究・研修機構、2004年
- (23) 中島恵理、前掲書、p13 参照。
- (24) ディヴィッド・バーン、前掲書、p283-285 参照
- (25) そのプログラムが指定された地区は、比較的激しい社会的剥奪の状態にあった地域で、その子どものうち45%は就労中の成人のいない世帯に住んでおり、不利な状態に置かれた地域に住む40万人にのぼる子どもたちが、このプログラムに何らかの形で参加した。
- (26) 中島恵理、前掲書、p14 参照。5つの分野の中で残るものは、④機会の平等を狙ったもので、若者の教育水準、技術の向上、子供の健康向上、居住環境の向上・障害者の雇用・教育促進を実施するというもの、そして⑤最も深刻な課題の解決を狙いとした対象が、10代の妊娠とホームレスたちであった。
- (27) 厚生労働省厚生労働省大臣官房国際課『2010~2011年 海外情勢報告』、p162 参照。この白書はwebからpdfで取ることができる。そのアドレスは以下の通り。
http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/11/pdf/teirei/t_161~177.pdf
- (28) ディヴィッド・バーン、前掲書、p295-299 参照。
- (29) ディヴィッド・バーン、前掲書、p299-300 参照。
- (30) ディヴィッド・バーン、前掲書、p300-301 参照。
- (31) 中島恵理、前掲書、p15-16 参照。
- (32) 西山康雄・西山八重子『イギリスのガバナンス型まちづくり—社会的企業による都市再生』学芸出版社、2008年によれば、「開発トラスト」は「まちづくり事業体」として紹介されている。以下、開発トラストとして語源に近い形で表記する。
- (33) 中島恵理、前掲書、p 26 参照。
- (34) 正岡謙司『社会的企業が世界を変える』(株)西田書店、2009年によれば、社会的企業ユニットが貿易産業省内に設置された目的の一つが、「社会的企業についてのより正確な情報と適切な事例研究が必要という項目があるという。加えて、イギリスを代表する社会的企業の中間支援組織である、ソーシャルエンタープライズ・ロンドン (Social Enterprise London) が出版した小冊子『社会的企業とは何か—イギリスにおける新たなサード・セクター』には、社会的企業を定義づけることは難しく、要領を得ない。ま

た、悪いことには、様々なタイプの社会的企業を分類し、定義する際にも混乱が起きる。ともかく、社会的企業が21世紀の経済において重要な役割を担っていること、良いビジネスを提供するものだと憶えておいてほしいと述べられているという、p58-59 参照。

- (35) 正岡謙司、前掲書、p 46-47 参照。
- (36) 中島恵理、前掲書、p 26 参照。
- (37) 中川雄一郎『社会的企業とコミュニティの再生』大月書店、2005年、ここにまとめられた定義は、「海外論文&レポート：コミュニティ利益会社 (CIC) と社会的企業（その1）」『協同の発見 No155』協同総研、2005年には、中川が定義づけを行った経緯を次のように説明している。すなわち、この「定義」の試みは、社会的企業研究者による経済的、社会的な基準や指標の他に、イギリスの通商産業（貿易産業）省 (DTI) が発表した『社会的企業：成功のための戦略』(2002年7月)、『コミュニティのための企業：コミュニティ利益会社の提案』(2003年3月)、『社会的企業に関する中間報告』(2003年10月) そして2002年9月に貿易産業省内部に設置された「内閣府戦略局」から発表され、「CIC のコンセプト」を最初に概説した『私的な行動、公的な利益』に基づいてなされている。
- (38) 正岡謙司、前掲書、p 49 参照。
- (39) 正岡謙司、前掲書、p 71-72 参照。

引用文献

- 湯浅誠「公表によせて」『社会的排除にいたるプロセス～若年ケース・スタディから見る排除の過程～』社会的排除リスク調査チーム、2012年
- 岩田正美『社会的排除 参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣 2008年
- 中島恵里「EU・英国における社会的包摂とソーシャルエコノミー」『大原社会問題研究所雑誌 No. 561』法政大学大原社会問題研究所、2005年

(原稿受理年月日 2013年1月9日)